

令和3年第6回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年7月26日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時53分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	出席
	6	小 野 田 憲 司	出席	6	小 林 一 夫	出席
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	出席
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	出席
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	出席
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	23名
14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	0名	
参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	農政課		
事務局	事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎				
説明員	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎		農政課	新井 和久	
	農政課	大寫 康正				

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- (3) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
- (5) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和3年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名、推進委員9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時03分】
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に齋藤委員、江口委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	事前にお配りした農業委員会総会資料中、2から3ページ目の番号3の案件については、申請の取下げがありましたので、今回の総会では審議を行わないこととなります。お手数ですが、資料の訂正をお願いします。
日程第1 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見	
議長	日程第1 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市外の社宅にて生活しておりますが、入居者の見直しに伴い、退去を求められたため、賃貸よりも自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

	<p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号2につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、妻の妊娠に伴い、手狭となるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第15号 番号1 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、7月15日に現地を確認致しました。</p> <p>今回の申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。申請地周辺は既に住宅地として利用されており、更に申請地は中学校から約300m、駅から約650mの所にあり、比較的利便性が良いと判断できます。</p> <p>申請地は現在農地として管理されており、違反等はされておりません。</p> <p>申請理由は事務局説明のとおりです。従いましてこの案件については、申請理由や申請地の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号2の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第15号 番号2 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、7月21日に現地を確認致しました。現地案内図は2ページです。</p> <p>今回の申請地は、駅東口に向かう道路沿いにあり、市街化の進んでいる地域です。案内図のとおり、住宅街の中にあり、駅まで約8分位ある利便性の高い地域です。医院南側の地区は、今まで現地確認した場所が5件以上あり、住宅地区以上の件数が建設されております。</p> <p>現地については、農地として管理されており、違反等はありませんでした。10ha以上の集団農地とは認められませんでした。</p> <p>この地区は小学校、店舗まで5分程度と利便性の良い地域です。周辺は住宅地域として利用されており、今後も住宅地として発展する地区です。よって、付近の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。申請理由は事務局説明のとおりです。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>

委員	番号2についてお伺いします。旗竿の地形となっていますが、公道からの幅員と、奥行きを教えてください。
事務局	公道からの幅員は4m、奥行きは33mです。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第2 議案第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について</u>	
議長	日程第2 議案第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 [農政課担当職員、事務局席へ移動]
議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	<p>それでは、議案第16号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」御説明させていただきます。</p> <p>市は、農用地利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされており、</p> <p>意見を聴取する事項としては、6つあり、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農地のすべてを効率的に利用しているか ② 周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか ③ 必要な農作業に常時従事する見込みであるか ④ 従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか ⑤ 業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか ⑥ 受け手希望者への農用地貸付の適否 <p>となります。</p> <p>それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用配分計画（案）」及び「位置図」をご覧ください。</p>

「位置図」につきましては、埼玉県農林公社が作成した「位置図」を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。

文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。

また、今回借り入れる農地は、赤色の太線で囲ってある部分でございます。

借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。

今回の借受者は、3社でございます、はじめに、法人である「株式会社〇〇〇」です。

今回、借り受ける農地は、「農用地利用配分計画（案）」のうち1番から25番までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約14.1haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。

また、こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。

続きまして、法人である「△△△株式会社」です。

今回、借り受ける農地につきましては、「農用地利用配分計画（案）」のうち26番から30番までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜市菖蒲町内で事務所を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約11.3haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区及び日勝地区を中心に借受けを拡大していく予定となっております。

こちらの法人は、主に水稻を栽培し、コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしております。

また、近年では、小麦の栽培にも取り組んでおり、作付面積については、約2ha程度の作付けしております。

最後に、法人である「株式会社□□□」です。

今回、借り受ける農地につきましては、農用地利用配分計画（案）のうち34番から116番までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成30年9月10日に久喜市菖蒲町で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約13.6haで、約11.8haは農地中間管理機構を通じた借受けを行い、残りの約1.8haは通常の利用権設定により借受けを行っております。

今後、借りる農地については、原則、農地中間管理機構を通じて、市内の日勝、篠津及び大山地区で拡大していく予定となっております。

こちらの法人は、主に水稻を栽培しており、品種については、彩のかがやき、彩のきずなを作付けしております。

以上が借受人の説明です。

市といたしましては、農業経営状況等から判断して、3社の借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えます。

	<p>農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>最後に今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し「農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書」を提出します。農地中間管理機構において「農用地利用配分計画」が定められ、埼玉県に対し承認申請が行われます。</p> <p>埼玉県においては、農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。</p> <p>効力発生日は、令和3年9月30日を予定しています。</p>
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	賃借料についてですが、賃料が発生している所と使用貸借の所がありますが、理由を教えてください。
農政課	農地の耕作条件等が基準となっております。耕作がしづらい場所については使用貸借で伺っております。
議長	荒廃した農地をこうした法人が耕作してくださっているのととても助かっているところです。今後とも皆さんの御協力で荒地がなくなってくれればと思います。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第3 議案第17号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第3 議案第17号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。
議長	<p>本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。</p> <p>これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>
農政課	<p>議案第17号白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。</p> <p>本農用地利用集積計画（案）につきましては、株式会社☆☆☆から提出された、「農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転申出書」に基づき作成したものでございます。</p>

配布させていただきました「白岡市農用地利用集積計画（案）」の最後のページに、本計画の「位置図」を添付しておりますので、そちらをご覧ください。

篠津北東部、消防署篠津分署の東側に当たる場所につきましては、株式会社☆☆☆による土地改良事業の計画がございます。

位置図の白い点線で囲まれた区域が、土地改良事業の実施に向けて農地の集積を計画している区域でございます。

土地改良事業の実施に当たっては、対象区域の農地を株式会社☆☆☆が取得するため、株式会社◇◇◇というコンサルティング会社が、これまで地権者との用地交渉を行ってきたところでございます。

現在も、一部交渉中の土地は残っておりますが、土地改良事業の実施に向けた見込みがついたことから、農業経営基盤強化促進法第19条による「農用地利用集積計画」の公告に基づく売買を行うため、申出書が提出されたものです。

「農用地利用集積計画」の告示に基づき、農地の売買を行う場合、農地法3条による農地の売買とは異なり、譲渡人（地権者）は、租税特別措置法の規定に基づき、譲渡所得税に800万円の控除を受けることが可能となります。

そのため、今回の申出書が提出されたものです。

なお、現在、交渉中等の理由で、今回、申出書の提出が無かった農地につきましては、来月（8月）以降の農業委員会総会に、適宜、審議をお願いしていく予定でございます。

今回の申出内容でございますが、

設定件数：60件 筆数：146筆 面積：92,338.56㎡
となっております。

計画区内の農地につきましては、全部で

設定件数：69件 筆数：160筆 面積：102,924.56㎡

でございますので、筆数で集積割合を計算しますと、計画区域の約9割の農地が、集積されたこととなります。

次に、所有権移転の時期、対価の支払い期限、引渡時期につきましては、令和3年9月30日となっております。

本日、審議していただいております「農用地利用集積計画」が決定された場合、8月上旬頃に市が「農用地利用集積計画」の告示を行います。

その後、株式会社☆☆☆が、9月30日の期限までに、各地権者に対し対価の支払いを実施いたします。

市は、株式会社☆☆☆が地権者に対し対価を支払ったことを書類等で確認したうえで、市の嘱託登記により、地権者から株式会社☆☆☆に所有権移転の登記を行うものです。

株式会社☆☆☆は、対象地区の所有権移転が完了した後、民間事業者による土地改良事業を実施する予定となっております。

次に、株式会社☆☆☆についてでございますが、山梨県にある本社を含め、全国に7つのグループ会社を持つ農業法人でございます。

(○○○○○、△△△△△、□□□□□、◇◇◇◇◇、◎◎◎◎◎、☆☆☆☆☆、◆◆◆◆◆)

	<p>生産品目は、トマトがメイン、ほかにリーフレタス等で、白岡市でも、施設園芸によるトマト栽培（水耕栽培）を予定しているとのことでございます。</p> <p>資料の1ページ以降に所有権移転の詳細が記載されております。</p> <p>内容につきましては、資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>農政課からの説明は、以上でございます。</p>
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	<p>お伺いします。1点目は、今回農地取得者となる株式会社☆☆☆さんは、農地を取得できる要件を備えた法人であるのか。</p> <p>また、資料の最終ページにある事業計画地の内、現在同意が得られていない土地について、所有者が不明なのか、それとも単純に同意に至っていないのか、それらの件数及び面積は。</p>
農政課	<p>まず1点目ですが、株式会社☆☆☆については、当市において認定農業者として登録しており、農地の取得については問題無いと考えています。</p> <p>2点目については、単純に書類が間に合わなかった方等、各々個別の理由により今回の計画に入っていない状況となります。</p>
議長	説明が終了しました。他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	<p>お諮りします。本案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p>
議長	異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定します。
日程第4 議案第18号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について	
議長	日程第4 議案第18号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第18号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、事務局からご説明いたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号に規定されておりますが、農地を農地として権利を取得する場合の許可基準の一つとして、権利取得後の経営面積は、50アール以上と規定されております。これを一般に下限面積要件といたします。</p> <p>この下限面積につきましては、農地法施行規則第17条に掲げる要件を備えている場合には、農業委員会の判断で『別段の面積』を設定し、下限面積を引き下げら</p>

れることとなったものです。

併せまして、農業委員会は、毎年、『別段の面積』の設定又は見直しの必要性の有無について検討し、農業委員会総会におきまして決定することとなっております。

これにより、当市においても毎年の現状等踏まえ『別段の面積』の必要の有無を総会で判断しているところです。

なお、昨年は7月総会において、「別段の面積は設定しない」との決定をしております。

下限面積を引き下げる場合の要件といたしまして、例えば、下限面積を30アールと設定するためには、農地面積30アール未満の農業者が、区域全体の農業者の4割以上いる場合でないと設定できません。

当市においては、直近の「2020年農林業センサス」のデータにより確認したところ、50aを下回る農家数は16.9%、30aを下回る農家数は2.2%存在しております。

また、農地台帳に基づき集計したところによると、50aを下回る農家数は58%、40aを下回る農家数は50%、30aを下回る農家は39%存在しており、40aを下限面積と定めることができますが、下限面積を設定し小規模農家の参入を可能にすることは担い手への利用集積に支障をきたし、農地の細分化を招く恐れがあります。

また、別の要件として、適正な利用を図る必要がある遊休農地が引き続き相当数存在し、下限制限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、前要件にかかわらずに、別段面積を設定できるとなっております。

当市の場合、遊休農地の割合は約4.1%であり、埼玉県全体の割合は約3.3%のため、差はほとんどなく、「相当程度存在する」とはならないこと等から、当市においても、該当しないと思われま。従いまして、この要件に当市は該当しません。

また、近隣の別段面積設定状況についてですが、近隣市町村の状況を確認したところ、蓮田市が40aと設定している以外、春日部市、桶川市、幸手市、久喜市、宮代町は未設定のため50aとなっております。

以上のことから、前回の決定同様、別段面積を定めず、当面の間は50aのままとしたいと考えております。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

議長

お諮りします。本案については、事務局の説明どおりで、御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長	異議なしと認めます。よって議案第18号については、別段の面積を設定しないことに決定します。
議長	以上をもちまして、議案第15号から第18号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 2 件でございます。 総会資料の 8 ページ目を御覧願います。 番号1、2につきましては、住宅敷のための転用です。 協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 7 件でございます。 総会資料の 9から10 ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、駐車場敷のための転用です。 番号2、4、6につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号3、5、7につきましては、住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は 6 件でございます。 総会資料の 11 ページ目を御覧願います。 番号1から6につきましては、令和3年6月30日に届出及び解約があったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]

協議報告事項4 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議長

続きまして、協議報告事項4 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明について を事務局から説明をいたさせます。

事務局

協議報告事項4 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明について でございますが、今回報告は 1 件でございます。

総会資料の 12 ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、生産緑地の所有者が亡くなり、生産緑地指定解除の手続きを進めるために必要な農業の主たる従事者の証明願の提出があったため、提出書類の確認や親族及び農業委員・推進委員への聞き取り結果等を総合的に勘案して、主たる従事者であることを認め、証明いたしました。

議長

説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

議長

質疑もないようですので、協議報告事項5 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

○農業委員会活動記録の提出について

- ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
- ・今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会時に返却させていただきます。

○来月の農地改良等現地パトロールについて

- ・8月 3日 岩上委員・小野田委員・日勝地区推進委員
- ・8月17日 江原委員・篠津地区推進委員

必要に応じて日程変更をお願いします。

また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。

上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。

○遊休農地等現地調査について

平成21年12月の農地法改正により遊休農地に対する法整備が強化され、また、平成28年4月の農業委員会法の改正により農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に向けた活動を行うことが明確化されたことにより、農地の適正管理等の指導を行う役割も強化されております。

つきましては、農地管理の一環として制度に基づき、毎年遊休農地調査を実施しています。今年度についても委員の皆様にご協力をお願いいたします。

調査方法を御説明いたします。配布しております航空地図と白地図をご覧ください。

航空写真と重なるような白地図を用意しました。図の赤く塗られているところが

昨年度の調査において荒廃農地と判断したところになります。

赤く塗りつぶされた部分について現地をご確認いただき、荒廃した状態であれば荒廃の状況に応じて、「A」もしくは「B」と白地図に記入してください。解消されていたら「耕作」や「耕」と白地図に記入してください。

また、赤色以外のところで荒廃農地と思われる農地がありましたら、荒廃の状況に応じて、「A」もしくは「B」と白地図に記入してください。

「A」と「B」の判断基準についてですが、

- ・草刈り等により直ちに耕作することが可能な農地の場合には「A」
- ・草刈り等では直ちに耕作できないが、木の伐採や抜根・重機を入れるなどの基盤整備事業を実施することにより再生が可能な農地の場合には「B」と記入してください。

カラー刷りで資料を用意させていただきましたので、こちらを参考に調査を実施して下さるようお願いいたします。

この調査に基づき、所有者に意識調査を送付しますので、今、印がついているところが間違っていたら訂正し、正しいところに色を付けていただければと思います。続きまして、担当地区について説明いたします。

白岡全域を23人で確認いただくように区切っています。なるべくお住まい近くを調査いただけるようにしましたが、知らない区域が当たってしまっていることがあります。ご了承ください。

調査結果につきましては、次回総会日の8月24日までにご提出いただくようお願いいたします。

今回初めて担当になられた委員さんについては、不明な点が多々あるかと思えます。調査方法に関して疑問等がありましたら、農業委員会までご相談くださるよう、よろしく願いいたします。

○農業委員等の公務災害補償制度について

お配りしております『農業委員会等の公務災害補償制度について』のとおり、公務災害補償制度への加入案内がございました。

これは、農業委員・農地利用最適化推進委員の方々を対象とした、団体契約の保険でございまして、公務中の怪我等において保険金をお支払いするものです。

加入内容については、昨年度と同様、A型の1口1,000円を考慮しております。補償内容は、資料のとおり（昨年度から変更なし）となっております。

この保険につきまして、昨年同様、A型の加入手続きを実施いたします。

なお、保険料につきましては、親和会からの支出となります。

○来月総会

- ・8月24日（火）午前9時
- ・議事録署名委員の齋藤委員、江口委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員

先ほどの株式会社☆☆☆の用地買収の件ですが、広大な面積をトマトの栽培を行うということですが、計画の実現性はどのくらい確実なのか。

農政課	<p>また、農業用倉庫を建築するということですが、説明をお願いしたい。</p> <p>株式会社☆☆☆の件についてですが、トマトはハウス栽培を実施すると伺っております。ハウスについては、地面に苗が接しない水耕栽培の方法でトマトを育てるそうです。栽培した大量のトマトは、市場へ出荷されるため、地元の農家が影響を受けるといったことは無いと判断しております。</p> <p>ハウスは通常のビニルハウスではなく、かなり大規模なハウスを建設する予定です。</p> <p>対象区域南側の部分については非農用地ということで、物流倉庫が建設予定と伺っております。</p>
委員	<p>倉庫の転用申請等、今後も案件が出てきましたら農業委員会へ報告をお願いいたします。</p>
農政課	<p>必要案件につきましては農業委員会へ報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>このトマトを栽培するハウスは、外国で採用している大型の水耕栽培で、年間を通して収穫ができるようです。我々が知っているハウスとは異なるヨーロッパ式のハウス栽培だと伺っております。</p>
議長	<p>他に御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【終了 午前9時55分】</p>